

店舗併用住宅に設備機器を設置する場合の注意事項等

店舗併用住宅に設備機器を設置した場合は、**住宅部分のみで対象設備を使用した場合（使用が確認ができる場合）に限り、補助対象**となります。

提出する家屋の平面図に、店舗や事務所として使用している（すでに廃業している場合は使用していた）区画を蛍光マーカー等で表示し、店舗、事務所を明記してください。

<開口部断熱改修・LED照明器具の場合>

設置する部屋が居住用のみで使用されていることがわかるよう、部屋全体の様子がわかる写真を提出してください。

<給湯器、太陽光発電設備、蓄電設備等の場合>

以下のパターンに従い、追加資料を添付してください。

A 営業している場合

以下のいずれか

- ① 店舗、事務所部分と住宅部分の電気や給排水が別系統であることが確認できる設備図面や系統図
- ② 店舗、事務所部分と住宅部分それぞれの給湯設備や電力量計（電気メーター）および店舗、事務所部分の外観・内観の写真

B すでに廃業している場合

以前店舗や事務所だった場所が使われていないことがわかる写真

店舗・事務所部分と住宅部分の両方で使用している設備機器は補助対象となりません。